

車券自動発売機・払戻機及び自動払戻機の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年立川市条例第 68 号）第 3 条の規定による。

車券自動発売機・払戻機及び自動払戻機の買入れについて

次のとおり車券自動発売機・払戻機及び自動払戻機を買い入れる。

記

- 1 契約の目的 車券自動発売機・払戻機及び自動払戻機購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 71,500,000円
- 4 契約の相手方

東京都港区港南2丁目16番1号

日本トーター株式会社

代表取締役社長 鹿島将彦

- 5 納期限 令和5年3月31日

- 6 品名及び数量

品名	数量
T-100 車券自動発売・払戻機 (型式: ABM)	12台
T-8 車券自動払戻機 (型式: APM)	4台